

現 場 説 明 書

1 工事名 村田雨水ポンプ場雨水ポンプ機械設備工事

2 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書について

(1) 質問回答書の提出期限 令和8年8月4日(火)17時まで

(2) 質問回答書提出先 財政局資産経営部契約課

※提出期限までに「質問回答書」の提出がない場合は、「質問事項なし」とみなします。

なお、質問にあたってはこの現場説明書及び別冊の図面、仕様書等を熟読すること。

提出先メールアドレス: keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp

(3) 質問回答書のメール表題

(村田雨水ポンプ場雨水ポンプ機械設備工事) 質問回答書【申請者名】

(4) 回答日時 令和8年8月18日(火)13時から令和8年9月7日(月)17時まで

(5) 回答方法 ホームページにて公開いたします。

3 説明事項

(1) 入札書（又は見積書）の提出について

本工事（委託）の入札に当たっては、制限付一般競争入札の公告、指名通知書（又は見積通知書、主な契約条件等も記載）、図面、仕様書、千葉市建設工事等における入札のてびき及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者の決定について

入札の執行及び落札者の決定は、千葉市契約規則、入札約款及び入札の心得の定めるところによります。

(3) 落札者にお渡しする書類について

入札執行後、落札者には次の事項についての説明書類をお渡しします。

ア 建設工事等の実施にあたっての留意点について

イ 契約の保証に関する説明書

ウ 契約関係書類の提出にあたって

エ 契約書

(4) 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。